

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料2-9
提出年月日	令和5年6月23日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」から「,」へ修正。(ただし, 他社と審査基準要求事項の「、」は対象外) ・ページ数を記載していた箇所について, ページ数の変更を修正 ・全角/半角の修正 ・インデント及び段落の修正 ・不要なスペース削除 ・表の体裁修正 (セルサイズ, セル結合, 罫線) 	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	全般	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-16	記載の適正化 (下線部参照) (3) 支援に係る事項 (旧) 発電所外であらかじめ用意された手段 (重大事故等対処設備と同種の設備, 予備品, 燃料等) について支援を受けることによって, ~継続的に重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。 (新) 発電所外であらかじめ用意された手段 (重大事故等対処設備と同種の設備, 予備品, 燃料等) について支援を受けることによって, ~継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-14	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-17 1.0-57 1.0-78 1.0.10-5	以下の相違理由の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器破損防止対策 (新) 格納容器破損防止対策	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-27	記載の適正化(下線部参照) c. 体制の整備 (a) 項記載内容 (旧) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効率的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班を構成する。 (新) 発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対処に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した機能班を構成する。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-29	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-22, 63	前兆事象を伴う事象として「地滑り」を追而としていたが、DB6条まとめ資料において、安全施設について、地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊に対し、安全機能が損なわれないことを確認したことから、追而枠を削除した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-24, 67	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-33	記載の適正化（下線部参照） (g) 項記載内容 (旧) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長（当直）が欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。 (新) 発電所対策本部における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である発電所対策本部長の所長（原子力防災管理者）が欠けた場合に備え、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。また、班長及び発電課長（当直）についても欠けた場合に備え、代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-37	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-50	記載の適正化（下線部参照） (3) 支援に係る事項 (旧) 発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備（電源車等）、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、～継続的に重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。 (新) 発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備（電源車等）、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、～継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-53	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-53	記載の適正化（下線部参照） 【解釈】 g) 項 記載内容 (旧) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、～次の①から③に掲げる措置を講じることが定める方針であること。 (新) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、～次の①から③までに掲げる措置を講じることが定める方針であること。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-55	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-57	以下の記載の適正化を実施した。 (旧) (d) 重大事故等対策時に使用する手順書として (新) (d) 重大事故等時に使用する手順書として	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-60	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-59	記載の適正化（下線部参照） ・代替設備等運転手順書 (旧) 故障及び設計基準事故に対処する運転手順書、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書並びに炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順書 (新) 故障及び設計基準事故に対処する運転手順書、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書並びに炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書で使用する設備に対しての個別の操作内容を定めた手順書	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-61	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-59	記載の適正化（下線部参照） ・代替設備等運転手順書 (旧) 発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に示した手順を定める。 (新) 発電所対策本部用手順書として、事故状況に応じた戦略の検討及び現場での重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確にした手順を定める。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-62	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-63	記載の適正化（下線部参照） (f)項 記載内容 (旧) 竜巻の発生が予想される場合には、車両の退避又は固縛の実施、屋外作業の中止、燃料取扱作業の中止、換気空調系のダンパ等を閉止又は閉止状態を確認並びに原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋の扉を閉止又は閉止状態を確認する手順を整備する。 (新) 竜巻の発生が予想される場合には、車両の退避又は固縛の実施、屋外作業の中止、燃料取扱作業の中止、換気空調系のダンパ等を閉止又は閉止状態を確認並びに周辺補機棟及びディーゼル発電機建屋の扉を閉止又は閉止状態を確認する手順を整備する。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-67	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-67	記載の適正化（下線部参照） ・代替設備等運転手順書 (旧) 重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効果的かつ確実に実施できることを確認する。 (新) 重大事故等対策における中央制御室での操作、動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作については、第2表に示す「重大事故等対策における操作の成立性」の必要な重大事故等に対処する要員数及び想定時間にて対応できるように、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できることを確認する。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-71	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-77	記載の適正化（下線部参照） (旧) (b) 実施組織は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作並びに可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いた消火活動を行う運転班、不具合設備の応急復旧を行う復旧班で構成され、重大事故等対処を円滑に実施できる体制とし、各班には必要な指示を行う班長を配置する。 (新) (b) 実施組織は、運転員からの重要パラメータの入手、事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作並びに可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、可搬型大容量海水送水ポンプ車を用いた消火活動を行う運転班、不具合設備の応急復旧対応を行う復旧班で構成され、重大事故等対処を円滑に実施できる体制とし、各班には必要な指示を行う班長を配置する。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-79	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-79	記載の適正化（下線部参照） (旧) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、火災発生時の初期消火活動を行う消火要員を有し、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡、要員の呼集、燃料補給活動等を行う事務局、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理、社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援等を行う業務支援班で構成する。 (新) 実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、火災発生時の初期消火活動を行う消火要員を有し、発電所対策本部の運営支援、対外関係機関への通報連絡、要員の呼集、燃料補給活動等を行う事務局、 <u>社外対応情報の収集、報道機関対応者の支援</u> 、食料・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う業務支援班で構成する。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-81	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-80	記載の適正化（下線部参照） (旧) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡責任者及び通報連絡者並びに火災発生時の消火活動の指揮を行う消火責任者の災害対策本部要員4名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、がれき撤去活動及び燃料補給活動を行う災害対策要員11名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、1号及び2号炉運転員3名並びに火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名の合計47名を確保する。 (新) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、重大事故等に対処する要員として、発電所内に原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、 <u>通報連絡を行う通報連絡責任者及び通報連絡者</u> 並びに火災発生時の消火活動の指揮を行う消火責任者の災害対策本部要員4名、運転操作指揮、運転操作指揮補佐及び運転操作対応を行う3号炉運転員6名、 <u>運転支援活動</u> 、電源復旧活動、給水活動、がれき撤去活動及び燃料補給活動を行う災害対策要員11名、重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員（支援）15名、1号及び2号炉運転員3名並びに火災発生時の初期消火活動に対応するための消火要員8名の合計47名を確保する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-84	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-82	記載の適正化（下線部参照） (旧) 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた要員の体制に係る管理を行う。 (新) 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-86	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-86	記載の適正化（下線部参照） (j)項 記載内容 (旧) 社長が不在の場合は、～本店対策本部長は、本店対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する総括管理を行い、～ (新) 社長が不在の場合は、～本店対策本部長は、本店対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、～	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-90	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-88	記載の適正化 (下線部参照) (k)項 記載内容 (旧) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、～ (新) 重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、～	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-92	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-92, 96, 121, 129, 154, 155	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2/19), (3/19), (6/19), (8/19), (18/19) (旧) 切替える (新) 切り替える	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-97, 103, 134, 143, 178, 179	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.101	記載の適正化 (下線部参照) (旧) インターフェイスシステムLOCAの発生は、原子炉格納容器内外のパラメータ等により判断する。余熱除去系は原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、漏水検知器及び火災報知器により行う。 (新) インターフェイスシステムLOCAの発生は、原子炉格納容器内外のパラメータ等により判断する。余熱除去系は周辺補機棟内及び原子炉補助建屋内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、漏水検知器及び火災報知器により行う。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.110	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 110	記載の適正化（下線部参照） 相違理由欄 【大飯】設備の相違 (旧) ・泊3号炉のインターフェイスシステムLOCA時の溢水する区画は、 <u>原子炉建屋及び原子炉補助建屋の一部エリア</u> となる。 (新) ・泊3号炉のインターフェイスシステムLOCA時の溢水する区画は、 <u>周辺補機棟及び原子炉補助建屋の一部エリア</u> となる。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-103	脱字訂正（下線部参照） (新) 1次冷却材喪失事象	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-112	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0-104～106 1.0-108～109 1.0-114	記載の適正化（下線部参照） (旧) B-格納容器スプレイポンプ (<u>RHRS-CSS連絡ライン使用</u>) B-格納容器スプレイポンプ (<u>自己冷却</u>) (<u>RHRS-CSS連絡ライン使用</u>) B-充てんポンプ (<u>自己冷却</u>) (新) B-格納容器スプレイポンプ B-格納容器スプレイポンプ B-充てんポンプ	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-113～115 1.0-117～119 1.0-125	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0-119	以下の誤記を修正した。（下線部参照） 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (4/19) (旧) まず、重大事故対処設備である代替格納容器スプレイポンプを優先する。 (新) まず、重大事故等対処設備である代替格納容器スプレイポンプを優先する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-123	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 格納容器の破損を防止す格納容器スプレイ, 格納容器内自然対流冷及び (新) 格納容器の破損を防止す格納容器スプレイ, 格納容器内自然対流冷 及 及び	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-119	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (6/19) 炉心損傷前のサポート系故障時における代替格納容器スプレイの記載 (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時により (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失により	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-131	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-127	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8/19) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) の故障等により, 原子炉容器への注水ができない場合に, ~ (新) B-格納容器スプレイポンプの故障等により, 原子炉容器への注水ができない場合に, ~	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-141	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-130	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19) (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度の上昇により (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置の温度指示の上昇により (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度を確認する。 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置の指示値を確認する。 (旧) 格納容器水素イグナイタ温度の上昇により (新) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置の温度指示の上昇により (旧) 格納容器水素イグナイタ温度を確認する。 (新) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置の指示値を確認する。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-145	同上	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-130	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19) (旧) 炉心出口温度が350℃以上の場合 (新) 炉心出口温度が350℃に到達	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-145	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-130, 132	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (9/19), (10/19) (旧) 代替電源設備 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-145, 147	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-132, 151	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19), (16/19) (旧) アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ (新) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-147, 174	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-132, 151	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19), (16/19) (旧) B系アニュラス空気浄化設備の弁 (新) B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-147, 174	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-132	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (10/19) (旧) 代替制御用空気 (新) 窒素	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-147	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-135	記載の適正化 (女川審査実績の反映) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19) (旧) 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。 (新) 全交流動力電源喪失又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料ピットの状態を監視するため、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型) 及び使用済燃料ピット監視カメラへ給電する。 また、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置へ給電する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-151	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-151	上記修正に伴い、相違理由を追記 【女川】設備の相違 ・女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 ・泊は蓄電池 (非常用) と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。 ・女川は常設のSA設備を用いて監視する。 ・泊は常設と可搬型のSA設備を用いて監視する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0-140	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19) 配慮すべき事項 切替性 (旧) 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 (新) 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)」に反映済
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0-163	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0-140	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13/19) (旧) 重大事故等の収束に必要な十分な量の水源の確保 (新) 重大事故等時に必要となる十分な量の水源の確保	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0-163	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0-154	設備名称の適正化のため、以下の修正を実施 (下線部参照) (旧) 空気供給装置 (新) 空気供給装置 (空気ポンペ)	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0-177	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-154	以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ・「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所内へ、～ (新) ・「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内へ、～	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-178	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-155	誤記訂正 (下線部参照) (旧) 緊急時対策所の電源が喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する (新) 緊急時対策所の電源喪失時は、緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-179	同上	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-156	以下のとおり記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。 (新) 現場作業を行う要員等が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある指揮所用空調上屋又は待機所用空調上屋の待機エリア内で待機する。	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-180	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-159	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1 / 7) - No. 1. 4 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水の想定時間について適正化 (下線部参照) - 250分 → <u>260分</u>	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済 No83にて再修正実施
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-159	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1 / 7) No. 1. 4 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水の想定時間について適正化 (下線部参照) (旧) 災害対策要員: 要員数 <u>3</u> 名 想定時間: <u>260</u> 分 (新) 災害対策要員: 要員数 <u>6</u> 名 想定時間: <u>200</u> 分	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0-187	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (1 / 7) No. 1. 4 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水の想定時間について適正化 (下線部参照) (旧) 災害対策要員: 要員数 <u>3</u> 名 想定時間: <u>250</u> 分 (新) 災害対策要員: 要員数 <u>6</u> 名 想定時間: <u>200</u> 分	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-160	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (2 / 7) No. 1. 8 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時) の要員数について誤記修正 (下線部参照) 運転員 (中央制御室, 現場) <u>3</u> 名→ <u>2</u> 名 災害対策要員 <u>3</u> 名→ <u>1</u> 名	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0-189	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-160	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7) No. 1.10 可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定への対応手段名称の誤記修正 (下線部参照) (旧) 可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 (新) 可搬型アンユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-189	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0-161	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) No. 1.11 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段において、以下の修正実施。 ・技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。 ・使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名とすることから、「使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間」における要員数および想定時間として整理した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-190	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0-190	上記修正に伴い、相違理由を追記 【大飯、女川】運用の相違 ・泊は、使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間中において、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-162	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (4 / 7) No. 1. 13 手順名称の記載適正化 (下線部参照) (旧) A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へスプレイ中の場合) (新) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へスプレイ中の場合)	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0-192	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-165	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (7 / 7) No. 1. 18 手順名称の記載適正化 (下線部参照) (旧) 空気供給装置による空気供給準備手順 空気供給装置への切替手順 (新) 空気供給装置 (空気ポンプ) による空気供給準備手順 空気供給装置 (空気ポンプ) への切替手順	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0-199	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0-165	第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (7 / 7) No. 1. 18に手順記載追加 (技術的能力1. 18との整合) (新) 空気供給装置 (空気ポンプ) への切替準備手順	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0-199	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-7	表の項目欄(No, 項目, 技術的能力 対応手順, 等)を追加。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0) 」に反映済
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-11	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-7	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (5/7)」について、技術的能力1.13で手順名称の適正化を行ったため、同内容に記載を修正。	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-11	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」について、技術的能力1.18で手順名称の適正化を行ったため、同内容に記載を修正。	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-13	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-別紙1-3 1.0.1-別紙1-5 1.0.1-別紙1-7 1.0.1-別紙1-9 1.0.1-別紙1-11	図1～図5について、技術的能力1.1～1.14で整理された概要図と同等な内容に最新化を実施。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0) 」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-18～21, 23	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-別紙1-8	4.②項目の操作手順の記載内容を適正化した。(下線部参照) (旧) ② B-充てんポンプの原子炉補機冷却水系の系統構成～ (新) ② B-充てんポンプの自己冷却ラインの系統構成～	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-21	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.1-別紙1-12	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料補給用のホース接続は、カブラ式となっているため、容易かつ確実に接続できる。 (新) 燃料補給用のホース接続は、継手接続式となっているため、容易かつ確実に接続できる。	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-25	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.3-6	「図1 予備品等の保管場所及びアクセスルート」の凡例枠の見切れ箇所を修正した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.4-目次	以下の記載を適正化した。 (旧) 表4 その他資機材等(緊急時対策所指揮所).....1.0.4-14 表5 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所)...1.0.4-15 (新) 表4 その他資機材等(緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所)...1.0.4-14 表5 原子力災害対策活動で使用する資料(緊急時対策所指揮所)...1.0.4-15	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.4-1	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.4-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 具体的には、技術的能力1.13「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて示す。 (新) 具体的には、技術的能力1.13「重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて示す。	第1149回審査会合(R5.5.25)資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.4-2	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.4-2	相違理由追加 ・審査基準改正に伴う修正	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.4-9	表2の記載をDB34条と同等な内容に最新化。	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.4-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 4-12	以下の記載を適正化した。 (旧) (1) 緊急時対策所 (新) (1) 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 4-14	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 4-14	以下の記載を適正化した。 (旧) 表4 その他資機材等 (緊急時対策所) (新) 表4 その他資機材等 (緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所)	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 4-15	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 4-15	以下の記載を適正化した。 (旧) 表5 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所) (新) 表5 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策所指揮所)	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 4-16	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 4-15	以下の記載を適正化した。 表5 原子力災害対策活動で使用する資料 (緊急時対策書指揮所) 内 (旧) 14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領 (各対応手順含む) (新) 14. 重大事故等および大規模損壊対応要領 (各対応手順含む)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 4-16	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 6-10	以下の記載を適正化した。 (旧) 発電課長 (当直) が迷うことなく判断できるよう, (新) 発電課長 (当直) が <u>ためらう</u> ことなく判断できるよう,	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0) 」に反映済
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 6-18	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 6-18	相違理由の適正化 (旧) 【大飯・女川】 名称の相違 (新) 【大飯・女川】 名称及び記載表現の相違	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 6-15	図5のうち、手順項目「泊発電所 原子炉補機冷却海水ポンプ予備電動機取替作業細則」の項目概要について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 予備電動機と取替を実施する手順を定めること (新) 予備電動機と取替 <u>え</u> を実施する手順を定めること	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0) 」に反映済
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 6-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.6-別紙1-3	別紙1表5における以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 訓練により計測し, 携行型通話装置の使用は一律に設定した。 (新) 訓練により計測し, 携行型通話装置の使用は一律1分に設定した。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.6-別紙1-3	以下の記載を先行プラント審査実績を基に適正化した。 「表5 現場における運転員の作業の作業に関し考慮した事項」のうち「その他」及び「作業時間」項目の「時間」欄 (旧) 空白 (新) -	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.6-151	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.8-3	以下の記載を適正化した。 (旧) 原子炉建屋 (新) 周辺補機棟	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0)」に反映済
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1.0.8-4, 5	同上	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1.0.8-4	DB6条の審査実績に合わせ, 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 火山の噴火事象発生に備え, 担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等 (スコープ, 防護ゴーグル, 防塵マスク等) については, 定期的に配備状況を確認する。 (新) 火山の噴火事象発生に備え, 担当箇所は降下火砕物の除去等に使用する資機材等 (スコープ, ゴーグル, 防護マスク等) については, 定期的に配備状況を確認する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.8-6	同上	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.8-4	DB6条の審査実績に合わせ、以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 換気空調設備の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているホイールローダ、スコップ、 <u>防塵マスク</u> 等の資機材の配備状況の確認を行う。 (新) 換気空調設備の取替用フィルタの配備状況を確認するとともに、アクセスルート、屋外廻りの機器、建屋等の降下火砕物の除去のため、発電所内に保管しているホイールローダ、スコップ、 <u>防護マスク</u> 等の資機材の配備状況の確認を行う。	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.8-6	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.8-6	相違理由欄 女川と同様の記載のため、下記相違理由を削除した。 記載表現の相違 (以降、相違理由を省略)	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 発電所災害対策要員のうち運転員、災害対策要員(運転員班員)及び保修課員は、 (新) 発電所災害対策要員のうち運転員、災害対策要員(運転班員)及び保修課員は、	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 保修課員点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、 (新) 保修課員は、 <u>設備</u> の点検において、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.9-5	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 訓練設備において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を <u>つ</u> うじて現場技能向上への取組を継続的に実施する。 (新) 訓練施設において予備品の類似機器を用いた分解点検や組立作業訓練等を <u>通</u> じて現場技能向上への取組を継続的に実施する。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.9-17	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 操作を行うことにより普段から、設備について習熟を図る。 (新) 操作を行うことにより、 <u>普段から</u> 、設備について <u>の</u> 習熟を図る。	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.9-17	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 定期試験、保守管理等を自らが実施することにより、普段から可搬型重大事故等対処設備等 (新) 定期試験、保守管理等を自らが実施することにより、 <u>普段から</u> 、 <u>可搬型重大事故等対処設備等</u>	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.9-補足2-1	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) プラント停止中に実施する訓練として位置 <u>づ</u> け、 (新) プラント停止中に実施する訓練として位置 <u>づ</u> け、	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.9-61	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) プラント運転中では安全性確保上難しいことから、プラント停止中に実施する訓練として位置 <u>づ</u> け、 (新) プラント運転中では安全確保上難しいことから、プラント停止中に実施する訓練として位置 <u>づ</u> け、	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.10-15	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器破損防止対策 (新) 格納容器破損防止対策	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.10-5 1.0.10-26	同上	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.10-31	図11 緊急時対策所指揮所内のレイアウトについて、D B34条にて最新化されたため、図の貼り替え実施。	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.1-42	同上	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.10-別紙3-1	図1 緊急時対策所立ち上げ時タイムチャートの最新化を実施した。	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.10-72	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.10-別紙7-3 1.0.10-別紙7-20	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 社内規程 (新) 社内規程類	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.10-81 1.0.10-113	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.10-別紙7-10	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 図8 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所アクセスルート (新) 図8 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.10-別紙7-23	以下の記載を適正化した(下線部参照) (図4) (旧)※:道路に <u>反射標識(ボール)</u> を設置(赤矢印) (新)※:道路脇に <u>スノーボール</u> を設置(赤矢印)	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.10-119	同上	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.12-9	図5内のうち、変更前の発電所対策本部体制について、以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧)「復旧班」 (新)「電気工作班」, 「機械工作班」, 「土木建築工作班」	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)」に反映済
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.12-25	同上	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.12-14	他条文との整合のため、図18についてDB26条で整理されている、可搬型照明(SA)写真に貼り替え実施。	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.12-30	同上	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14 全般	表1 各ページ最終行に記載していた『●』について、各条文単位に集約した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14 全般	同上	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-2	1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却 設備欄にDB拡張として以下を追加した。 非常用取水設備	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-3	同上	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-2～3	『海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』, 『代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』, 『原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-3～4	同上	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-2～3, 6, 8, 11	タービンバイパス弁による蒸気放出 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-3～4, 7, 9, 12	同上	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-3	1次冷却系のフィードアンドブリードによる原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧 設備欄にDB拡張として以下を追加した。 非常用取水設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-4	同上	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-5, 8	充てんポンプによる原子炉容器への注水 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-6, 9	同上	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-5~6	項目欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 運転中の1次冷却材喪失事象が発生している場合の対応手順 (新) 1次冷却材喪失事象が発生している場合の対応手順	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-6~7	同上	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-6~7	項目欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 運転中の1次冷却材喪失事象が発生していない場合の対応手順 (新) 1次冷却材喪失事象が発生していない場合の対応手順	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-7~8	同上	
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-5, 8, 10	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 設備欄にDB拡張として以下を追加した。 ほう酸注入タンク	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-6, 9, 11	同上	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-5, 8	B一格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 SA設備欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) B一格納容器再循環サンブ, B一格納容器再循環サンブスクリーン (新) 格納容器再循環サンブ, 格納容器再循環サンブスクリーン	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-6, 9	同上	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-6, 9	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 設備欄にSA設備として以下を追加し, DB拡張欄から削除した。 原子炉補機冷却設備 (原子炉補機冷却水設備) 配管・弁	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-7, 10	同上	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-6, 9	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転 DB拡張欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) A一格納容器再循環サンブ, A一格納容器再循環サンブスクリーン (新) 格納容器再循環サンブ, 格納容器再循環サンブスクリーン	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-7, 10	同上	
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-10	余熱除去ポンプによる発電用原子炉からの除熱 DB拡張欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 非常用炉心冷却設備 (余熱除去系) 配管・弁 (新) 余熱除去設備配管・弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-11	同上	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-11	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 設備欄にSA設備として以下を追加した。 常設代替交流電源設備	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-12	同上	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-11	『海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』, 『代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』及び『原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備, 常設代替交流電源設備	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-12	同上	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-11	可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-1制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-12	『海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』, 『代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』及び『原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水』 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常設代替交流電源設備	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-13	同上	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-12	現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復 設備分類についての誤記を修正した。(下線部参照) (旧) SA設備 (新) DB拡張	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-13	同上	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-13~15	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-14~16	同上	
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-13~15	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常設代替交流電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-14~16	同上	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-14	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 設備欄 以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 火災防護設備 (消火栓設) 配管・弁 (新) 火災防護設備 (消火栓設備) 配管・弁	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-15	同上	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-16	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-17	同上	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-16	ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常設代替交流電源設備	
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-17	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-19, 28	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) アンユラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスボンベ (新) アンユラス全量排気弁等操作可搬型窒素ガスボンベ	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6.0)」に反映済
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-20, 29	同上	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-20	1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 非常用交流電源設備	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-21	同上	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-21	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス) による海洋への放射性物質の拡散抑制 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 荷揚場シルトフェンス	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0. 14-22	同上	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0. 14-21	海洋への拡散抑制設備 (放射性物質吸着剤) による海洋への放射性物質の拡散抑制 設備欄の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 放射性物質吸着剤、荷揚場シルトフェンス (新) 放射性物質吸着剤	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-22	同上	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-22	『燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための原子炉容器への注水』 設備欄にSA設備として以下を追加し、『2次冷却系からの除熱機能喪失主給水流量喪失時に補助給水機能が喪失する事故』欄に◎を記載した。 燃料取替用水ピット, 高圧注入ポンプ	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-23	同上	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-22	燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水 設備欄にSA設備として以下を追加した。 高圧注入ポンプ, 余熱除去ポンプ	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-23	同上	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-25, 46	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転 (新) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS 連絡ライン使用) による代替再循環運転	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-26, 48	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-25	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 格納容器再循環サンプを水源としたA-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転 (新) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-26	同上	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-25	『ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給』, 『2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給』及び『燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え』 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-26	同上	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-25	1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備, 非常用交流電源設備, 所内常設蓄電式直流電源設備	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-26	同上	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-25	2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-26	同上	
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-25	1次系純水タンク及びびほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びびほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 設備欄に自主対策設備として以下を追加した。 常用電源設備, 非常用交流電源設備	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-26	同上	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-25	『代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給』, 『原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給』及び『海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給』 設備欄に自主対策設備またはSA設備として以下を追加した。 2次冷却設備 (補助給水設備) 配管	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-26	同上	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-25	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉容器へ注水中の場合) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉容器へ注水中の場合)	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-26	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-25	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え (原子炉格納容器内へスプレイ中の場合) (新) 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え (原子炉格納容器内へ <u>ス</u> プレイ中の場合)	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-26	同上	
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-26	『代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電』, 『可搬型代替直流電源設備による給電』, 『代替所内電気設備による給電』及び『ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』 設備欄にSA設備として以下を追加した。 燃料タンク (SA)	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-27	同上	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-26	代替所内電気設備による給電 設備欄にSA設備として以下を追加した。 ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-27	同上	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-26	代替所内電気設備による給電 SA設備欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ホース (新) ホース・ <u>接</u> 続口	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-27	同上	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-26	非常用交流電源設備による給電 SA設備欄 以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤, ディーゼル発電機~代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路, ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ, ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ, ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁	
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-27	同上	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-28	中央制御室空調装置の運転手順 設備欄にSA設備として以下を追加した。 中央制御室給気ユニット, 可搬型代替交流電源設備	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-29	同上	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-28	『中央制御室の照明を確保する手順』『チェンジングエリアの設置及び運用手順』及び『アンユラス空気浄化設備の運転手順』 設備欄にSA設備として以下を追加した。 可搬型代替交流電源設備	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-28	アニュラス空気浄化設備の運転手順 設備欄にSA設備として以下を追加した。 代替所内電気設備	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-29	同上	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-30	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 空気供給装置 (新) <u>空気供給装置(空気ボンベ)</u>	
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-32	同上	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-30, 51	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所情報収集設備 (新) <u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-32, 53	同上	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-30	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所遮へい (新) <u>緊急時対策所指揮所遮へい、緊急時対策所待機所遮へい</u>	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-32	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-30	『緊急時対策所用発電機起動手順』, 『緊急時対策所用発電機の切替手順』, 『緊急時対策所用発電機の待機運転手順』及び『緊急時対策所用発電機の接続先切替手順』 設備欄にSA設備として以下を追加した。 燃料タンク (SA)	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-32	同上	
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-34~37, 39, 42, 45~46, 48, 50	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備欄について、同様の内容が記載されるセルが続く場合、セル結合を実施した。	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-36~39, 41, 44, 47~48, 50, 52	同上	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-35	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) < 運転中LOCAが発生している場合 > (新) < <u>1</u> 次冷却材喪失事象が発生している場合 >	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-37	同上	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-36	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) < 運転中LOCAが発生していない場合 > (新) < <u>1</u> 次冷却材喪失事象が発生していない場合 >	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-38	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-36~37	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) < 運転停止中 > (新) < 発電用原子炉停止中 >	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-38~39	同上	
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-40	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器下部注水 (新) 原子炉格納容器下部への注水	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-42	同上	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-42~47	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 (新) 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.6.0)」に反映済
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-44~49	同上	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-45	『海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水』機能喪失を想定する設計基準事故対処設備欄について以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) — (新) 補助給水ビット	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-47	同上	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-46	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイ再循環運転 (新) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-48	同上	
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-46	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) A-高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転 (新) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-48	同上	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 14-46	『格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転』機能喪失を想定する設計基準事故対処設備欄について以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は補機冷却水喪失 (新) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却水設備	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 14-48	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-48	『燃料の補給手順』について『重大事故等および大規模損壊対応要領』欄に○を記載した。	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-50	同上	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-49	『チェンジングエリアの設置及び運用手順』について『事故直後の操作および事象の判別』欄の○を削除した。	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-51	同上	
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-50	対応手段欄に『放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定』を追加し、『重大事故等および大規模損壊対応要領』欄に○を記載した。	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-52	同上	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r.7.0)	1.0.14-51	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 (新) 緊急時対策所立上げの手順	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r.6.0)	1.0.14-53	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-51	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 通信連絡に関わる手順等 (新) 通信連絡に関する手順等	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-53	同上	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.14-51	以下の誤記を修正した。(下線部参照) (旧) 代替電源設備からの給電 (新) 代替電源設備から給電する手順等	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.14-53	同上	
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.15-5	図1について以下の箇所を最新化した。 ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)を手段ごとに接続箇所が異なるため色分け識別した。 ・凡例に「継手」を追加した。	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.15-7	同上	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.15-6 1.0.15-12 1.0.15-13	図2, 図7及び図8について以下の箇所を最新化した。 ・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水入口C/V外側隔離弁の記載を原子炉格納容器内から原子炉格納容器外へ訂正した。 ・C, D-格納容器再循環ユニット補機冷却水出口C/V外側隔離弁の記載を原子炉格納容器内から原子炉格納容器外へ訂正した。	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.15-7 1.0.15-16 1.0.15-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.15-11	以下の相違理由について、適切な記載箇所に修正した。 相違理由 5項目, 【大飯】記載方針の相違	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.16-9 1.0.16-13	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機筐の現場確認 (新) ディーゼル発電機の現場確認	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.16-19 1.0.16-24	同上	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.16-9	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 移動発電機車よる給電 (新) 移動発電機車による給電	
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.16-19	同上	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.16-11	以下の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 可搬型温度計測装置取付け (新) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)取付け	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.0)	1.0.16-22	同上	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.0)	1.0.16-14 1.0.16-26	以下の図面に対して、トンネルの表記を適正化実施。 図3 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点 資料2 図2 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 16-25 1. 0. 16-39	同上	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 16-26	以下の図面を最新化した。 図1 スカイシャイン線量の評価モデル EL. 31, . 3mのマスキング外しを実施	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-5 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 6. 0) 」に反映済
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 16-38	同上	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 0)	1. 0. 16-49	以下の記載を適正化した。 (旧) 原子炉建屋 (新) 燃料取扱棟	
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 0)	1. 0. 16-65	同上	
以上, 5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は, 一括提出後の適正化内容を示す。				
	「準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100)			
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-77	記載を適正化 (下線部参照) (旧) 不具合設備の応急復旧対応を行う復旧班で構成され, (新) <u>事故の影響緩和及び拡大防止に係るアクセスルート確保及び不具合設備の応急復旧対応を行う復旧班で構成され,</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-79	同上	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-93, 98, 110, 116, 119, 120, 124, 156	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2 / 19) ・ 対応手段等 / サポート系故障時 / 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復, 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの復旧 重大事故等対策における手順書の概要 (3 / 19) ・ 対応手段等 / サポート系故障時 / 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 重大事故等対策における手順書の概要 (4 / 19) ・ 対応手段等 / 運転停止中の場合 / サポート系故障時 / 代替再循環運転 重大事故等対策における手順書の概要 (5 / 19) ・ 対応手段等 / サポート系故障時 / 蒸気発生器2次側からの徐熱による発電用原子炉の冷却 重大事故等対策における手順書の概要 (6 / 19) ・ 対応手段等 / 炉心損傷前 / サポート系故障時 / 代替格納容器スプレイ ・ 対応手段等 / 炉心損傷後 / サポート系故障時 / 代替格納容器スプレイ 重大事故等対策における手順書の概要 (7 / 19) ・ 対応手段等 / 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失 / 代替格納容器スプレイ 重大事故等対策における手順書の概要 (18 / 19) ・ 配慮すべき事項 / 電源確保 (旧) 代替非常用発電機 (新) 常設代替交流電源設備	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-98, 99, 105, 119, 127, 131, 133, 137, 180	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-94	誤記訂正 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2/19) 配慮すべき事項/重大事故等時の対応手段の選択/サポート系故障時 (旧) ・・・の準備が整うまでの期間、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却又は1次冷却系のフィードアンドブリードを継続する。 (新) ・・・の準備が整うまでの期間、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を継続する。	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-100	同上	
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-106, 110	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (4/19) 対応手段等/1次冷却材喪失事象が発生している場合 (運転停止中の場合)/サポート系故障時/代替再循環運転 (旧) ・・・常設代替交流電源設備より受電した可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転を行うとともに (新) ・・・常設代替交流電源設備より受電したA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転を行うとともに	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-115, 119	同上	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-107, 110	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (4/19) 対応手段等/1次冷却材喪失事象が発生している場合 (運転停止中の場合)/サポート系故障時/復旧 (新) B-充てんポンプ A-高圧注入ポンプ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0-115, 120	同上	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0-107, 120, 123, 124	記載の適正化 可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉格納容器へ注水（スプレー）する手段は自主対策設備を用いた手段であるため、記載を適正化。 あわせて大飯との相違理由を追記した。 第1表 重大事故等対策における手順書の概要（4 / 19） 対応手段等 / 1次冷却材喪失事象が発生している場合 / 溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合 / 原子炉格納容器水張り（下線部削除） 「燃料取替用水ピットが使用できない場合は、補助給水ピットを使用し、次に可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉格納容器へ注水する。」 第1表 重大事故等対策における手順書の概要（6 / 19） ・対応手段等 / 炉心損傷後 / フロントライン系故障時 / 代替格納容器スプレー ・対応手段等 / 炉心損傷後 / サポート系故障時 / 代替格納容器スプレー 第1表 重大事故等対策における手順書の概要（7 / 19） ・対応手段等 / 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全（喪失） / 代替格納容器スプレー（下線部削除） 「・代替格納容器スプレーポンプ及びその他の自主対策設備による代替格納容器スプレーが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬型大型送水ポンプ車により海水を原子炉格納容器内へスプレーする。」	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0-116, 132, 133, 136, 137	同上 以下の相違理由を追記 【大飯】設備の相違 ・泊の可搬型設備による原子炉格納容器内へのスプレーに使用する可搬型大型送水ポンプ車は自主対策設備。 ・大飯の可搬型設備による原子炉格納容器内へのスプレーに使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心損傷前の対応手段では自主対策設備であり、炉心損傷後の対応手段では重大事故等対処設備。	
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0-111, 112	記載の適正化（下線部参照） 第1表 重大事故等対策における手順書の概要（4 / 19） 配慮すべき事項 / 1次冷却材喪失事象が発生している場合 / 代替格納容器スプレーポンプの注水先について（残存溶融炉心冷却時） （旧）手段 （新）手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-122, 123	同上	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-112	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (4 / 1 9) 配慮すべき事項 / 1次冷却材喪失事象が発生している場合 / 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 (旧) 代替再循環運転により格納容器再循環サンプル水を原子炉容器へ注水できない場合は、・・・ (新) 代替再循環運転により格納容器再循環サンプル水を原子炉容器へ注水できない場合、・・・	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-124	同上	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-119, 124	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (6 / 1 9) ・対応手段等 / 炉心損傷前 / サポート系故障時 重大事故等対策における手順書の概要 (7 / 1 9) ・対応手段等 / 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失 / 格納容器内自然対流冷却 (旧) 取り付け (新) 取付け	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-131, 137	同上	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-121	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 代替交流電源設備等を用いて・・・ (新) 代替交流電源設備を用いて・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-135	同上	
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-121	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (6 / 1 9) 配慮すべき事項 / 電源確保 (旧) 代替格納容器スプレイポンプに給電する (新) 代替格納容器スプレイポンプへ給電する	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-135	同上	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-128, 129	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (8 / 1 9) 対応手段等, 配慮すべき事項 / 電源確保 (旧) B-充てんポンプ (自己冷却) (新) B-充てんポンプ	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-141, 144	同上	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-133	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (1 1 / 1 9) 方針目的 (旧) 放射性物質の放出を低減するため (新) 放射性物質の放出を低減するため、	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-149	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-133	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19) 対応手段等/使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時/海水を用いた使用済燃料ピットへの注水 (旧) 燃料取替用水ピット等 (新) 燃料取替用水ポンプ等	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-149	同上	
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-134	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19) 対応手段等/使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 (旧) 使用済燃料ピットへのスプレー (新) 使用済燃料ピットへのスプレー及び放水	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-150	同上	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-134	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11/19) 対応手段等/重大事故等時における使用済燃料ピットの監視/使用済燃料ピットの監視設備による使用済燃料ピットの状態監視 (旧) 使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態を監視を行う。 (新) 使用済燃料ピット監視カメラにより、 <u>使用済燃料ピットの状態を監視する。</u> (旧) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、あらかじめ設定している設置場所での線量率を評価し、指示値と比較・評価することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。 (新) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関(減衰率)をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-151	同上	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-135	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11 / 19) 配慮すべき事項/燃料補給 (旧) 1.14 電源確保に関する手順等 (新) 1.14 電源の確保に関する手順等	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-152	同上	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-135	記載の適正化 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (11 / 19) 配慮すべき事項/重大事故等時の対応手段の選択 ・前段の「海水を用いた使用済燃料ピットへの注水」の欄の記載と表現を合わせた。 ・可搬型大型送水ポンプ車を用いる場合に淡水よりも海を優先する技術的能力1.4の代替炉心注水手段では、可搬型大型送水ポンプ車の水源の優先順位を記載していないことから、技術的能力1.4の記載表現と整合を図った。	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-152	同上	
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-140	記載の適正化 (下線部参照) 第1表 重大事故等対策における手順書の概要 (13 / 19) 配慮すべき事項/切替性 (旧) 淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給することにより、継続的な炉心注水、代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m ³ 以上に管理する。 (新) 淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給することにより、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m ³ 以上に管理する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-163	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-161	記載の適正化 第2表 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7) No. 1.12 対応手段名称の記載適正化 (下線部参照) (旧) 海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス) による海洋への放射性物質の拡散抑制 (新) 集水桟シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-190	同上	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0-163	記載の適正化 燃料タンク (SA) の新規設置に伴い、下記のとおり手順書名称を変更した。 (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0-194	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0-163	技能1.14に燃料補給手順にあたっては、『(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給』で整理していた可搬型タンクローリーの移動及び燃料補給準備に要する15分を『(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給』の手順にて整理する記載方針に変更したことから、下記のとおり想定時間を修正する。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給 (旧) 180分 (新) 165分 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (旧) 45分 (新) 60分	
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-194	同上	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0-196	燃料タンク (SA) の新規設置に伴い、相違理由を下記のとおり修正した。 (旧) 泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機へ補給する。 (新) 泊3号炉はディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへ汲み上げた燃料を代替非常用発電機等へ補給する。	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.1-2	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)」1.3の技術的能力対応手順『加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の開操作』は『加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復』と設備及び操作手順が同じであるため削除した。	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0.1-6	同上	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.1-2, 5, 9	『表1 切替えの容易性に係る対象設備の選定』について、技術的能力各条文まとめ資料との整合をとるため、対応手順の記載順序を変更した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-6, 9, 13	同上	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-2	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復 (新) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-6	同上	
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-2~9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (1/7)」～「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」注記4について、以下の誤記を修正した。 (旧) ~~~機能を有しないもであって, ~~~ (新) ~~~機能を有しないも <u>の</u> であって, ~~~	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-6~13	同上	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-3	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (2/7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 熔融炉心が原子炉容器内に残存する場合の手順等 (新) 熔融炉心が原子炉容器内に残存場合の対応手順	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-7	同上	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-3	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (2/7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順等 (新) 原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 1-7	同上	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 1-4	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (3 / 7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水 (新) B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水	
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 1-8	同上	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 1-5	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (4 / 7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) アンユラス空気浄化設備による水素排出 交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順 (新) アンユラス空気浄化設備による水素排出 (交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順)	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 1-9	同上	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 1-5	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (4 / 7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) アンユラス空気浄化設備による水素排出 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合の操作手順 (新) アンユラス空気浄化設備による水素排出 (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順)	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 1-9	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-5	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (4 / 7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) アンユラス水素濃度検出器による水素濃度測定 (新) アンユラス水素濃度による水素濃度測定	
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-9	同上	
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-5	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (4 / 7)」1.11の技術的能力対応手順に『代替電源による給電』を追加した。	
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-9	同上	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-6	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (5 / 7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ <u>の</u> 減圧 (新) 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ <u>を</u> 減圧するための原子炉容器への注水 また、同手順の記載を技術滴能力1.13との整合のため適正化した	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-10	同上	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-7	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (5 / 7)」1.13の技術的能力対応手順に『海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための格納容器内自然対流冷却』を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0.1-11	同上	
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0.1-8	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定(6/7)」1.14の技術的能力対応手順『所内常設蓄電式直流電源設備による給電(蓄電池(非常用))』及び『所内常設蓄電式直流電源設備による給電(後備蓄電池)』を削除し、『所内常設蓄電式直流電源設備による給電』とした。	
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0.1-12	同上	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0.1-8	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定(6/7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給 (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0.1-12	同上	
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0.1-8	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定(6/7)」1.14の技術的能力対応手順『可搬型タンクローリーから各機器への補給』について、57条まとめ資料との整合を図るため、切替操作の欄を「△」から「-」とした。	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0.1-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0. 1-8	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (6/7)」1.16の技術的能力対応手順『チェン징エリアの設置及び運用手順』の記載を技術滴能力1.16との整合のため適正化した、	
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0. 1-12	同上	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0. 1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」について、以下の誤記を修正した。 (旧) 海上モニタリング測定 (新) 海上モニタリング	
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0. 1-13	同上	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0. 1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」1.17の技術的能力対応手順『可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策』の記載を技術滴能力1.17との整合のため適正化した、	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0. 1-13	同上	
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7.2)	1.0. 1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」1.18の技術的能力対応手順『その他の手順項目にて考慮する手順』を削除し、『緊急時対策所にとどまる要員について』を追加した。	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6.2)	1.0. 1-13	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」1.18の技術的能力対応手順『重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備』, 『放射線管理用資機材 (線量計及びマスク等) の維持管理等』, 『チェンジングエリアの設置及び運用手順』及び『飲料水, 食料等の維持管理』の記載を技術適能力1.18との整合のため適正化した,	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-13	同上	
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-9	表1「切替えの容易性に係る対象設備の選定 (7/7)」1.19の技術的能力対応手順『代替電源設備から給電する手順等』を追加した。	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-13	同上	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 1-別紙1-10	「(1) 操作概要」のうち以下の誤記を修正した。 (旧) ~~~~原子炉格納容器の加圧破損を防止する。 (新) ~~~~原子炉格納容器の過圧破損を防止する。	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 1-22	同上	
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 3-6	図の適正化 構内図面の最新化に伴い以下の図の貼り替えを実施した。 ・図1	
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 3-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
404	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 6-17	図の適正化 図6について、上下2つの図面のうち下の図を、大規模損壊発生時の対応と第3章とのつながりを示す図に貼り替え実施。	
405	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 6-30	同上	
406	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 8-6	図の適正化 構内図面の最新化に伴い以下の図の貼り替えを実施した。 ・図2	
407	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 8-8	同上	
408	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 10-4	技術的能力1.0本文1.0, 2(4)c. (a)項の記載にあわせて以下の表現を修正した。 (旧) 各班は、〜〜効率的に重大事故等対策を実施〜〜 (新) 各班は、〜〜効果的に重大事故等対策を実施〜〜	
409	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 10-9	同上	
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 10-5	復旧班の役割に「アクセスルート確保」を追加。記載表現は女川と相違するが、泊は技術的能力1.0本文1.0.1(4)c. (b)項の記載と合わせた。	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 10-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.10-別紙1-2	復旧班の役割に「可搬型設備を用いた屋外アクセスルートのがれき撤去等」を追記した。	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0.10-61	同上	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.10-別紙1-4	記載の適正化 (下線部参照) (旧) 屋外アクセスルートのがれき撤去 (新) 屋外アクセスルートのがれき撤去等	
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0.10-63	同上	
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.10-別紙3-2	図の適正化 構内図面の最新化に伴い以下の図の貼り替えを実施した。 ・別紙3 図2	
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0.10-72	同上	
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0.10-別紙7-10	図の適正化 構内図面の最新化に伴い以下の図の貼り替えを実施した。 ・別紙7 図8	
419	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0.10-90	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
420	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 14-2	技術的能力1.2まとめ資料と整合を図るため、蒸気発生器水位の制御 設備欄に以下を追加した 補助給水流量	
421	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 14-3	同上	
422	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 14-4, 20, 25, 29, 47	『表1 技術的能力対応手段と有効性評価比較表』及び『表2 技術的能力対応手段と運転手順等比較表』について、技術的能力各条文まとめ資料との整合をとるため、対応手段の記載順序を変更した。	
423	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 14-5, 21, 26, 30, 49	同上	
424	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 14-4, 11, 13, 14, 16~17	設備欄について、「1次冷却設備 配管・弁」のように設備名称に空白を含んでいるものについて空白を削除した。 (以下適正化例) 「1次冷却設備配管・弁」	
425	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 14-5, 12, 14, 15, 17~18	同上	
426	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 14-4	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順 設備欄に以下を追加した 余熱除去ポンプ入口弁操作可搬型空気ポンペ、ホース・弁、圧縮空気設備 (所内用圧縮空気設備) 配管・弁	
427	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1.0. 14-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
428	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-14	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 「7. 1. 7ECCS再循環機能喪失」の欄は、有効性評価まとめ資料に合わせて「◎」とした。	
429	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-15	同上	
430	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-15	上記変更に伴い、以下相違理由追記 【伊方】記載方針の相違 泊は、「格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」は、有効性評価「ECCS再循環機能喪失」まとめ資料にて有効性評価上考慮する手順となっていることから「◎」としている。(玄海と同様)	
431	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-15	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 設備欄の誤記を修正した (旧) 原子炉補機冷却水設備 (新) 原子炉補機冷却設備	
432	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-16	同上	
433	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-20	『海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水』、『代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水』及び『原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水』 設備欄に自主対策設備として以下を追加した 使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口	
434	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-21	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
435	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-20	『重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順』項目に対応手段『代替電源による給電』を追記し、対応するSA設備欄に以下を記載した。 常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備	
436	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-21	同上	
437	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-24	海を水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレイ 「7.1.2全交流動力電源喪失」「7.2.1.1雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)」「7.2.1.2雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)」「7.4.2全交流動力電源喪失」の欄は、1.11手順に合わせて「◎」を追記した。	
438	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-25	同上	
439	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-25	誤記訂正 格納容器再循環サンプを水源とした余熱除去ポンプによる低圧再循環運転 「7.1.4原子炉格納容器の除熱機能喪失」の欄は、1.4手順に合わせて「◎」を削除した。	
440	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-26	同上	
441	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-25	1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 設備欄の誤記を修正した (旧) 非常用炉心冷却設備配管・弁 (新) 非常用炉心冷却設備配管	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
442	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-26	同上	
443	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-25	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え 設備欄の誤記を修正した (旧) 2次冷却設備 (給水設備) 配管・弁 (新) 2次冷却設備 (給水設備) 配管	
444	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-26	同上	
445	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-27	技術的能力1. 15の所内常設蓄電池式直流電源設備からの給電, 常設代替交流電源設備からの給電手順について, 有効性評価上考慮する手順として整理した。(女川審査実績の反映)	
446	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-28	同上	
447	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-28	上記変更に伴い, 以下相違理由追記 【玄海】記載方針の相違 泊は, 所内常設蓄電池式直流電源設備からの給電, 常設代替交流電源設備からの給電手順について, 有効性評価上考慮する手順として整理した。(女川審査実績の反映)	
448	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-29	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 SA設備欄について以下の誤記を修正した (旧) 常設代替交流電源設備, 非常用交流電源設備 (新) 常設代替交流電源設備	
449	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-30	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
450	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-30	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 設備欄に資機材として以下を記載した 対策の検討に必要な資料	
451	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-32	同上	
452	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-30	放射線管理用資機材 (線量計及びマスク等) の維持管理等 設備欄に資機材として以下を記載した 防護具及びチェンジングエリア用資機材	
453	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-32	同上	
454	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-30	緊急時対策所用発電機準備手順 設備欄に以下を追加した 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路, 緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路	
455	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-32	同上	
456	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-30	『緊急時対策所用発電機起動手順』, 『緊急時対策所用発電機の切替手順』, 『緊急時対策所用発電機の待機運転手順』, 『緊急時対策所用発電機の接続先切替手順』 設備欄に以下を追加した 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路, 緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路, ディーゼル発電機設備 (燃料油系統) 配管・弁, ホース	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
457	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-32	同上	
458	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-34	対応手段欄を適正化した (旧) 加圧器逃し弁による1次冷却系の減圧 炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順 (新) 炉心損傷時における高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱を防止する手順	
459	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-36	同上	
460	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-34	対応手段欄を適正化した (旧) 1次冷却系の減圧 (蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順) (新) 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の対応手順	
461	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-36	同上	
462	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-34	対応手段欄を適正化した (旧) 1次冷却系の減圧 (インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順) (新) インターフェイスシステムLOCA発生時の対応手順	
463	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
464	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-49	『1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等』に対応手段『その他の放射線防護措置等に関する手順等』を追記し、「第3部」及び「重大事故等および大規模損壊対応要領」の欄は、1.16資料に合わせて「○」を記載した。	
465	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-51	同上	
466	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 14-51	緊急時対策所用発電機による給電 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備欄を適正化した (旧) ー (新) 緊急時対策所 全交流動力電源	
467	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 14-53	同上	
468	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 16-4~5 1. 0. 16-9~10 1. 0. 16-13 1. 0. 16-47~49	他条文との整合のため、可搬型大型送水ポンプ車についてDB5条で整理している通り、1号及び2号炉の使用済燃料ピットへ注水及びスプレイするものにおいては、送水ポンプ車と記載し、3号炉の可搬型大型送水ポンプ車と区別した。	
469	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 6. 2)	1. 0. 16-6~7 1. 0. 16-10 1. 0. 16-19 1. 0. 16-21 1. 0. 16-24 1. 0. 16-63~64	同上	
470	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1. 0. 16-12 1. 0. 16-14~17 1. 0. 16-26 1. 0. 16-49	図の適正化 構内図面の最新化に伴い以下の図の貼り替えを実施した。 ・図1 ・図3 ・図4 (1/3) ・図4 (2/3) ・図4 (3/3) ・資料2 図2 ・資料2 添付7 図3	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
471	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.6.2)	1.0.16-23 1.0.16-25~28 1.0.16-39 1.0.16-64	同上	
472	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-5	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の誤記を修正した。 (旧) 運転中の発電用原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 (新) 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故	
473	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-5	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の記載を適正化した。 (旧) 全交流動力電源喪失 (RCPシールLOCAあり) (新) 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)	
474	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-5	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の記載を適正化した。 (旧) 全交流動力電源喪失 (RCPシールLOCAなし) (新) 全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故)	
475	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-5	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の記載を適正化した。 (旧) 格納容器バイパス (SGTR時に破損SGの隔離に失敗する事故) (新) 格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)	
476	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-6	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の記載を適正化した。 (旧) 【重大事故】 (新) 【運転中の原子炉における重大事故】	
477	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-r.7.2)	1.0.17-6	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の誤記を修正した。 (旧) 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接過熱 (新) 高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
478	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 17-6	『表1 設計基準事象及び重大事故等における2次冷却系強制冷却を実施する事象』について、以下の誤記を修正した。 (旧) 原子炉冷却材流出 (新) 原子炉冷却材の流出	
479	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-2	『表1 選定した現場1名作業』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 窒素ボンベ (新) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	
480	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-2	『表1 選定した現場1名作業』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 原子炉補機冷却水系統加圧 (新) 原子炉補機冷却水系の加圧	
481	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-2	『表1 選定した現場1名作業』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 消火ポンプ (新) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプ	
482	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-2	『表1 選定した現場1名作業』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) DG燃料油移送ポンプ (新) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	
483	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-2	『表1 選定した現場1名作業』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 蓄電池排気ファン (新) 蓄電池室排気ファン	
484	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 7. 2)	1.0. 18-別紙1-1	『表1 先行PWRプラントにおける現場1名作業の例』について、以下のとおり記載を適正化した。 (旧) 原子炉補機冷却水系統の加圧 (新) 原子炉補機冷却水系の加圧	